

第 4 4 8 回 佐賀地方最低賃金審議会

- 1 開催日時：令和 7 年 7 月 1 4 日
15:00 ~ 15:57
- 2 開催場所：佐賀第 2 合同庁舎 共用大会議室 2
佐賀市駅前中央 3 丁目 3 番 2 0 号
- 3 出席者：公益代表委員 4 名
労働者代表委員 5 名
使用者代表委員 4 名
- 4 議 題：(1) 会長及び会長代理の選任について
(2) 佐賀県最低賃金の改正諮問について
(3) 佐賀地方最低賃金審議会専門部会の設置について
(4) 佐賀地方最低賃金審議会専門部会の傍聴の公開について
(5) 今後の審議日程について
(6) その他
- 5 議事要旨：(1) 互選により会長及び会長代理が選任された。
(2) 佐賀労働局長から本審議会に対して佐賀県最低賃金（現行：956 円）の改正決定について諮問が行われた。
上記の諮問に伴い、最低賃金法第 25 条第 2 項により専門部会を設置することになり、専門部会委員の選出手続きについて確認が行われた。
(3) 意見聴取の公示、締切日等について説明が行われ、意見陳述を 8 月 1 日開催の本審で行うことが確認された。
(4) 事務局から、経済・雇用情勢、賃上げ状況等について説明が行われた。
(5) 専門部会 1 回目について、傍聴の公開を実施することについて各委員から承諾を得た。
(6) 今後の審議会開催日程について確認が行われた。